

経済金融・情報通信業企業誘致推進計画策定及び

企業誘致促進イベント企画策定業務

仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、名護市が発注する「経済金融・情報通信業企業誘致推進計画策定及び企業誘致促進イベント企画策定業務」に適用する。

(業務名)

第2条 業務名は「経済金融・情報通信業企業誘致推進計画策定及び企業誘致促進イベント企画策定業務」とする。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結日～令和5年2月28日(火)とする。

(業務の目的)

第4条 平成24年度事業で取り纏められた金融・情報通信国際都市形成計画(以下「現計画」という)が策定された。現計画では、「豊かな環境の創造と持続的な成長」をテーマに掲げ、「地域・行政、企業・就業者との協働により、安全・安心で豊かな生活・就業環境の創造と持続的な成長が可能な地域づくりを目標とする」を目的としている。

本業務は、現計画の成果とそこから発現した効果を把握、検証し、現状の整理と課題の抽出を行う。新たな計画を策定する背景として、令和4年4月1日に施行された沖縄振興特別措置法では同法の期限の延長と沖縄振興の一層の推進を図るための所要の改正が行われ、今後は同法に定める関連計画の策定も行われる。また、Society5.0、DXへの取組みなど新しい社会潮流と技術革新に伴い、従来の企業の働き方が変革している。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う急激な社会情勢の変化が起き、withコロナ、afterコロナへの横断的な取組みが求められている。それに伴う新しい様々な視点を踏まえ、次の6年間における企業誘致の取組みの指針を定める新たな計画(経済金融・情報通信業企業誘致推進計画(仮称))を策定することを目的とする。

また、名護市が金融業務特別地区及び情報通信産業特別地区に指定されてから20年目の節目に象徴的なイベントとして、新たに策定する計画と親和性のある取組を実施する。また、県内情報通信関連産業の高度化と全産業のDX推

進を支援する取組として、名護市の目指す金融・情報通信国際都市に繋がる「金融×テクノロジー」及び北部地域の観光資源を活かした「リゾート×テクノロジー」の分野をターゲットにしたイベントの企画を策定する。

(法令・上位計画等の遵守)

第5条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 沖縄振興特別措置法（同法に付随する関連計画）
・沖縄21世紀ビジョン基本計画、経済金融活性化計画等
- (3) 第5次名護市総合計画
- (4) 名護市の条例、規則、関連計画
- (5) その他関係法令・関連計画

(書類の提出)

第6条 本業務の履行にあたっては、受託者は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時 : 着手届、工程表、業務計画書、管理技術者通知書
- (2) 完了時 : 完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品、打ち合わせ記録簿

(協議及び協議解決)

第7条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打ち合わせを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、名護市と協議するものとする。

(成果品の検査)

第8条 受託者は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において過誤等があった場合は、直ちにこれを訂正するものとする。

(受託者の責務)

第9条 受託者は、当該業務を履行するにあたり、第4条の業務目的及び次の各号に掲げる事を遵守する。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いる。

- (1) 受託者は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た事項について、守秘義務が発生することを原則とし、名護市の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民・企業等の関係者から業務に関して、異議があつ

- た場合、速やかに名護市と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
 - (5) 受託者は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
 - (6) 受託者は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第2章 業務内容

(業務内容)

第10条 業務内容は、以下のようなⅠ、Ⅱ、Ⅲの3編構成とする。経済金融・情報通信業企業誘致推進計画はⅠ．基礎調査編とⅡ．経済金融・情報通信業企業誘致推進計画の2編構成とし、加えて、Ⅲ．企業誘致促進イベント企画とする。概ね以下のとおりとするが、受託者の提案内容に基づき、名護市と受託者との協議により業務内容を決定する。

Ⅰ．基礎調査編

基礎調査編は、現計画の検証を行い、新たな計画への課題抽出及び現状整理を行うこととする。

そのため、社会情勢の変化の把握等の基礎的な情報収集と合わせて、ヒアリングや必要に応じてアンケート等を関係者に対して実施し、結果と効果を正確に把握するよう留意することとする。

(1) 社会情勢・上位関連計画の整理

1) 社会情勢の整理

沖縄県・名護市の現況、金融・IT系に関する状況の整理を行う。また、県内の企業誘致の動きや県外の企業誘致の状況(特に金融・IT系)等についても事例を踏まえて整理を行う。

2) 上位関連計画の整理

国・県の企業誘致に関わる上位・関連計画等の整理を行う。

(2) 現計画の検証

1) 分野別計画の検証

①インフラ分野

②人財育成分野

③情報発信分野

2) 関係者ヒアリング

3) 分野別計画の分析

(3) 現計画課題の抽出

(4) 金融、情報通信産業の現状整理

(5) 誘致対象業種・企業の検討

II. 経済金融・情報通信業企業誘致推進計画

(1) 現計画の検証を踏まえた対応方針整理

(2) 基本計画の策定

1) 新たな指針の設定

①基本理念の設定

②基本方針の設定

2) 分野別計画の方針の設定

①インフラ分野（既存施設等）

②人材育成分野

③情報発信分野

3) 誘致対象業種・企業の設定及び企業誘致方策

(3) 分野別計画の策定

現計画における分野別計画を以下に記すが、I編で分析・検証した課題にあわせて、分野を改めて設定する提案を可とする。

1) インフラ部門

①就業環境・生活環境の充実

②安全・安心な道路ネットワークの確立

③地域特性を生かした魅力の強化

④共同によるまちづくりの促進

※本業務では、既存施設の有効活用について策定する。

2) 人材育成分野

①キャリア教育の充実

②求職者支援の充実

③対象者に合わせた広報の実施

3) 情報発信分野

①効果的でニーズに合った情報発信を行うための情報発信対象者の分類

②対象者別に受け取りやすい情報発信手段（媒体）の選定

③人材育成・企業誘致を促進する情報発信の展開

④継続的かつ計画的な情報発信

※本業務では、情報発信の際に使用するパースを作成する。

(4) 計画の検討

1) 有識者・企業・学校関係者等を対象にヒアリングを行い、計画に対する機運の醸成を図るとともに、各分野別計画についても検討する。

2) 庁内における作業部会（3回開催予定）及び部長会（3回開催予定）の会議への出席・説明、会議資料・会議録等の作成等の運営支援を行う。
なお、会議の開催回数については増減する場合がある。

3) 経済金融・情報通信業企業誘致推進計画（案）を作成し、パブリック

コメントを実施する。パブリックコメントを行う際の資料作成、アドバ
イス等の支援を行うものとする。

(5) 定量的効果の把握と分析の手法の検討

本事業による効果を定量的に把握するための手法の検討と、把握した効果
の様々な分析手法を検討する。

Ⅲ. 企業誘致促進イベント企画

名護市が金融業務特別地区及び情報通信産業特別地区に指定されてから
20年目の節目に象徴的なイベントとして、Ⅱ編の経済金融・情報通信業企
業誘致推進計画と親和性のある取組を実施する。また、県内情報通信関連産
業の高度化と全産業のDX推進を支援する取組として、名護市の目指す金
融・情報通信国際都市に繋がる「金融×テクノロジー」及び北部地域の観光
資源を活かした「リゾート×テクノロジー」の分野をターゲットにしたイベ
ントの企画を策定する。

(1) 企業誘致促進イベントの企画書の作成

(2) 企業誘致促進イベントの発注用の仕様書の作成

(3) 企業誘致促進イベントの前提条件

1) 企業誘致促進イベントの目的

本事業で策定する経済金融・情報通信業企業誘致推進計画に基づき、
令和4年度から始まる新たな沖縄振興計画の下、本市をはじめとする北
部地域の税制優遇措置等を県内外への情報発信の場として活用する。さ
らに、本市及び北部地域への企業誘致の促進・企業集積、進出予定企業
と既存企業のマッチングを行うことで、北部地域の産業振興を図る。

2) 企業誘致促進イベントの想定

①日時：令和4年度内に実施（2日間を想定）

②場所：名護市内（名護市民会館及びその周辺を想定）

③出展者数、参加者数：イベント企画の提案の中で設定する

④イベント予算上限額：5千万円（税込）

3) 企業誘致促進イベントの実施について

本企画の提案を基に、本事業の受託者と名護市で協議を行い、本事業
とは別発注とし、上記④の上限額にて、名護市の予算で実施する。

（以下、実施例）

・ロボット、IoT、Fintech、バイオ、サイネージ等の出展の
ほか、セミナー・シンポジウムを開催する。

・自治体の企業誘致活動をPRするブースを設置する。

・既存企業とのビジネスマッチング会場を設置する。

(4) その他

令和4年度内に実施するため、イベント企画の成果品については、契約後、
3か月以内に素案を作成し、名護市に提出するものとする。

(留意事項)

第11条 前条に記載した各業務内容を適切かつ円滑に実施するために、受託者は、計画策定に向けた協議・調整をはじめ、関係各課や関係機関と十分な協議・調整等を行うものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第12条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

(1) 業務内容Ⅰ、Ⅱ

- 1) 報告書：150部
- 2) 情報発信用のパース作成：2部（サイズ：A1）
- 3) 各種引用データ、集計データ等の成果物
- 4) 打合せ記録簿
- 5) 上記成果物に係る電子媒体（PDF及びWord形式）
- 6) その他名護市が指示する資料等

(2) 業務内容Ⅲ

- 1) イベント企画書
 - ・実施内容
 - ・出展者数、参加者数等
 - ・イベント実施の費用の算出
- 2) イベント発注用の仕様書
- 3) 上記成果物に係る電磁媒体（PDF及びWord形式）
- 4) その他名護市が指示する資料等

(納品方法)

第13条 契約期間内に、前条に定める成果品を提出すること。

第4章 その他

(その他留意事項)

第14条 第1章から第3章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む。）は、名護市に帰属するものとする。

受託者は、当業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、

あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。

- (3) 受託者は、本委託業務の遂行にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめるよう感染防止措置等を提案し、本委託業務を継続して確実に実施できるよう努めること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、その都度、名護市と協議の上、その指示に従い業務を進めること。